

# 第18号

## 社団法人 秋田被害者支援センターだより



発行日 平成24年7月31日  
 発行者 社団法人秋田被害者支援センター  
 理事長 内藤 徹  
 住 所 〒010-0922  
 秋田市旭北栄町1番5号  
 秋田県社会福祉会館本館4階  
 TEL 018-893-5935 FAX 018-893-5938  
 URL <http://www.av.s.or.jp>

### 平成24年度犯罪被害者支援に係る総合的



## あいさつ

秋田県生活環境部県民生活課長 村上 健 司

皆様には、日頃犯罪被害者等の方々に対する支援活動のみならず、犯罪被害者等支援に係る各種施策の推進にあたって、格別の御理解と御協力をいただき、心から感謝申し上げます。

秋田被害者支援センターは、昨年創立10周年を迎えられました。平成13年4月の創立以来、ボランティアの皆様が中心となつて、相談活動や付添等の直接支援活動、自助グループへの支援活動

を地道ながらも確実に進めてこられました。こうした活動が認められ、平成17年4月には公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けるなど、県内の被害者支援の中核的役割を果たしておられます。また、創立以来積み重ねてこられた経験・知識は県内支援活動の生きた教材であり、県の財産と言っても過言ではないと思います。

昨年4月までには、全ての市町村において、「犯罪被害者等支援に関する条例」が施行されており、総合的対応窓口の設置などと合わせて、犯罪被害者等の支援に取り組む体制については整備されてきております。

しかしながら、いかに支援体制が整っても、それらを支える人材が育たないことには、画餅といわざるを得ず、支援センターや警察、県など関係機関・団体等がスクラムを組んで、地道に取り組んでいかなければならないものと考えております。

昨年の東日本大震災では、多くの方が犠牲となり、被災され県内へ避難している方は、現在も約1400名おります。私たちは、この不幸な災害を通じて、被災者に配慮した様々な支援のあり方を学びました。また、これをきっかけに、手を差し伸べる行動を起こした県民も大勢おります。

地域には被災者と同様になんらかの支援を必要とする犯罪被害者の方々も、生活しております。この方々が被害から立ち直り、再び平穏に暮らせるようになるためには、今回の経験を活かした犯罪被害者支援やそのためのマンパワーが求められております。

県としては、関係機関・団体等との連携・協力のもと、県民の力を結集して、多岐にわたる被害者の方々のニーズに応えていきたいと考えておりますので、今後とも、変わらぬ御支援、御協力をお願いいたします。

結びに、秋田被害者支援センターの益々の御発展と、会員の皆様の御健勝と御活躍、さらには被害に遭われた方々やその御家族が一日でも早く平穏な生活を営むことができますよう祈念申し上げます。

秋田県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体  
社団法人秋田被害者支援センター

一人で悩まないで、  
まずはお電話をおかけ下さい。

(専用電話) 018-893-5937  
 相談電話 0120-62-8010

月曜日～金曜日  
(祝日、年末年始を除く)



## 特別研修 ～みやぎ被害者支援センターから大場氏を招く～

秋田被害者支援センターでは、支援活動員の資質の向上を目的に毎月「定例研修会」を開催していますが、6月の研修を「特別研修」と位置づけ、みやぎ被害者支援センターの事務局長・大場精子氏を招いて「東日本大震災の支援活動から」と題して講話をいただき、秋田被害者支援センター支援活動員30名が受講しました。

この講話が、好評であったことから大場氏の承諾を得て、ここにその概要を掲載しました。(講話の初めに、石巻市が津波に襲われ、街が破壊されていく悲惨なDVD映像を視聴)

開催日 平成24年6月16日

場 所 秋田県社会福祉会館

### 演題「東日本大震災の支援活動から」

みやぎ被害者支援センター 事務局長 大場 精 子 氏

#### 〈講話概要〉

##### ～大震災発生直後～

昨年3月11日(金曜日)午後2時46分、震度7、マグニチュード9、誰もが予想だにしない悪夢が東日本を襲いました。6月14日現在の死者・行方不明者数は15,861人にのぼり、このうち宮城県の死者・行方不明者は全体の60%を占めています。このような状況下でみやぎ被害者支援センターが行った活動の数点と被災者との関わりについてお話をしたい。

みやぎ被害者支援センターでは、震災発生翌日から休日返上で、鳴り続ける相談電話の対応に釘づけになりました。そのほとんどが遠方からの安否確認でした。

センターの支援員全員が被災するという状況下、センター事務室の後片付けも出来ないまま、鳴り続ける相談電話に対応しながら、スタッフが手分けをして支援員の安否確認を行ない、ようやく全員の無事が確認されたのは震災から8日後のことでした。最後に安全が確認された支援員の一人は、最大の被災地である沿岸部に居住しており、自分の家族の安否確認が出来ない中、自分が継続支援中の事件被害者ご遺族の安否を気遣い、通信網が途絶え、交通手段も断たれていたガレキの中、寒さと余震が続く中を危険も顧みず、歩いてご遺族の避難場所等の確認を行ない、ようやくご遺族と対面するや抱きあって無事を喜び合ったとの連絡が夜遅く届きました。



##### ～遺体安置所での支援活動～

被害発生から6日目、宮城県警察本部より、「不明者の安否確認とご遺体確認のために、宮城県で最大のご遺体安置所となっている総合体育館に連日被災者が訪れ、警察官や県庁職員等が不眠不休で対応しているが、ご遺族等の『悲嘆』の深さに現場でのサポートに困難をきたしているので支援してほしい」との支援要請がありこれを受けました。ご遺体安置所での支援は、早朝から夜遅くまで40日間におよびました。



支援の主な内容は、○ご遺体の写真掲示場所でのご家族等への対応、○遺体安置所への付添い同行とサポートカウンセリング、○ご遺族等からの要望や悲嘆の傾聴…等でした。数百体のご遺体を前にし、それぞれのご遺族の悲嘆の深さ、無念の気持ちの重さを痛感させられました。

支援員全員が被災者という状況の下、未曾有の大災害であったことから支援期間が長期にわたることを予測し、また支援要請は最も過酷といわれる遺体関連任



務であったことから男性支援員をチームリーダーとして、確実に対応でき、即戦力になれる支援員でチーム編成を行いました。しかし、派遣の前半は、全員が被災者であることに加え、経験の深い即戦力となりうる派遣できる支援員の数に限りがあり、また派遣間隔をあける事も出来ず、担当支援員は極限状態での支援となりました。

支援活動にあたっては、健康面、衛生面の最大の配慮をしましたが、各種用品が入手困難となり苦労しました。そのような中、健康維持、衛生面に必要な救援物資が全国ネットを通じて全国各県から寄せられ非常に助けられました。

また、被災から7日目に警察本部長からのメッセージが支援現場に届き、このトップリーダーの励ましの言葉に現場の人々は元気づけられました。

支援にあたっては、被災者、ご遺族のケア（グリーンケア）に特段の注意を払い、○悲嘆に個人差があること、○共感を持って傾聴すること、○抑圧された悲嘆には踏み込まないこと、○無理に言葉をかけようとはせず、寄り添う姿勢に気配りすること、○被災者（ご遺族）のニーズに合わせる事等々について繰り返し確認し合い活動しました。

### ～被災者の声とセンターとしての今後の課題～

遺体安置所では、担当の職員が、ご家族がご遺体引き取りのための説明をした後、「暖かいところに連れて帰りましょうね」とやさしく語りかけた途端、「一体どこに連れて行けば良いって言うのですか！家も何も流されて連れて行く場所がないんです！」と肩を震わせて泣き崩れるご遺族、「目を覚ましてくれ！」と幼子の棺にすがって滂沱の涙を流す母親など、言葉では表すことの出来ない“喪失感”と“悲嘆”に向き合っていかなければならないご遺族の姿に、支援員も胸が別られる思いをし、涙しました。



日頃、犯罪被害者等には「頑張ることはない、泣きたい時には我慢せず泣いていいのよ」と言葉をかけてきた私たちですが、今回は、支援の現場で、ただ手を握りしめるか、肩を寄せ合うことが精一杯でした。

私たち支援者にとって、あれほどのご遺体と向き合わねばならない現実、精神的な負担は計り知れないものがありました。前半は余震と寒さとの闘い、後半は余震と異臭との闘いでした。支援員にとって、生涯経験することはないであろう過酷な業務だったと思っています。ややもすると「自己コントロール感」さえも無くしてしまいそうな焦燥感にかられたこともありました。

宮城県では、家族を津波で失うなどの犯罪被害者等が浮き彫りになってきました。今後は、「犯罪被害者」が自然災害の「被災者」という二重の苦しみを背負って生きて行かなければならない苦痛のケアをセンターが両輪で進めていかなければ、という課題が与えられたのではないかと考えています。これから起こるであろう犯罪被害者の心身等、様々な問題には、行政はもちろんのこと関係機関・団体、そして個々人のパワーと連携をしていかなければと痛感しています。

## 24年度 上期研修報告

◎支援員定例研修（秋田 ジョイナス） 毎月第4水曜日

◎特別研修（秋田） 6月16日 30名参加

\* 東日本大震災での活動から 講師 みやぎ被害者支援センター 大場事務局長

◎北海道、東北ブロック研修（岩手） 6月25日～26日 6名参加

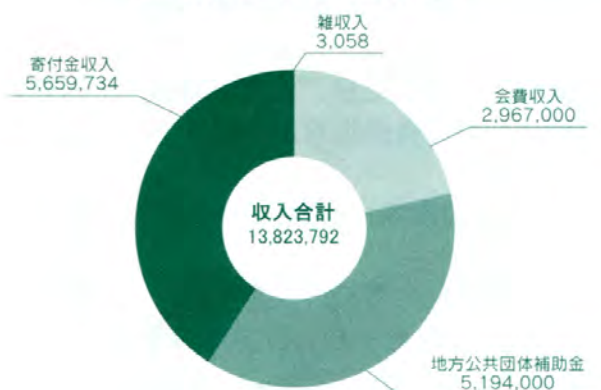
◎秋田県警被害者支援専科（秋田） 7月3日 18名参加



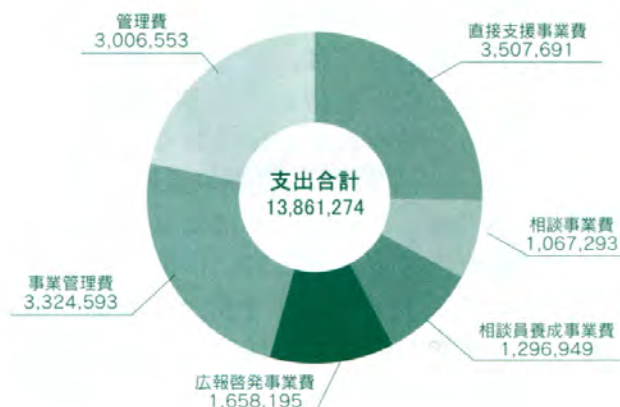
# 平成23年度 事業報告

単位：円

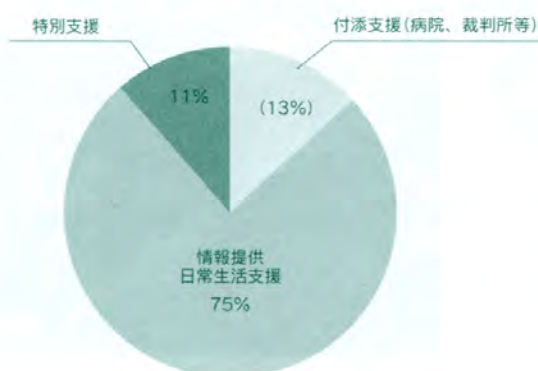
## 平成23年度 収入



## 平成23年度 支出

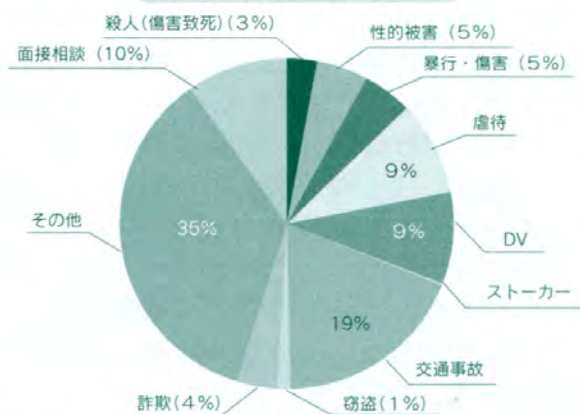


## 直接的支援状況



付添支援 (病院、裁判所等)	31件
情報提供 日常生活支援	178件
特別支援	27件
<b>合計</b>	<b>236件</b>

## 相談受理状況



殺人(傷害致死)	14件	交通事故	89件
性的被害	24件	窃盗	6件
暴行・傷害	23件	詐欺	19件
虐待	44件	その他	169件
DV	43件	面接相談	47件
ストーカー	1件	<b>合計</b>	<b>479件</b>

## 【主な事業等】

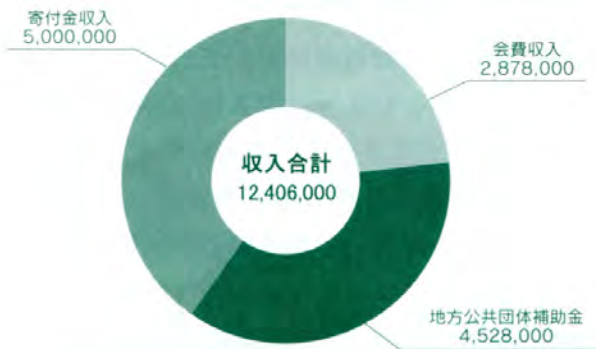
<b>被害者支援事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電話相談は、432件で、地域別では中央地区26%、県北地区40%、県南地区19%、不明15%。</li> <li>○ 直接的支援は、付添支援31回、情報提供・日常生活支援178回、特別支援27回の計236回あり、支援員延べ468名が従事。</li> <li>○ 被害者自助グループの支援を実施。</li> </ul>
<b>研修事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 毎月第4水曜日の定例研修会、支援活動員研修を12回開催、全国研修会等の県外研修・セミナーに6回参加。</li> <li>○ 支援員養成講座を修了した中から、3名を新たに支援活動員として認定。</li> </ul>
<b>広報啓発事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報紙16号・17号(設立10周年記念号)を発行し、賛助会員や関係機関・団体等に配布。</li> <li>○ 犯罪被害者支援フォーラムイン・アルヴェの共催をはじめとし、各種のキャンペーンにおいて、街頭広報を19回実施。</li> <li>○ 各関係機関や県内の各種団体・施設での講話会を31回開催。</li> </ul>
<b>調査研究活動</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全国被害者支援ネットワーク主催の研修会等に4回参加。</li> <li>○ 市町村や県を対象に総合的対応窓口担当者研修会を県央(センター10周年記念フォーラムと併せて)で開催。</li> <li>○ 各関係機関との連携活動に15回参加。</li> </ul>



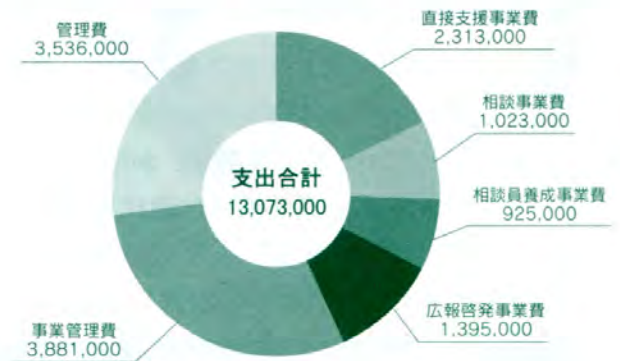
# 平成24年度 事業計画

単位：円

## 平成24年度 予算収入



## 平成24年度 予算支出



## 平成24年度事業計画

事業名	事業項目	内 容
1 被害者支援事業	1 直接的支援活動の推進	1) 支援活動員が面接、付き添い及び関係機関の紹介、物品の供与又は貸与、損害賠償請求の支援等を行う。 2) 特別支援事業 被害者は、再被害に対する恐怖や不安を抱いている。特に性犯罪やストーカー行為等の被害者は、心身共に極めて重い被害を受けているほか、転居を余儀なくされたり、妊娠検査費、治療費等の経済的負担も強いられていることから、その費用について限度枠内で補助する。 3) 犯罪被害者等給付金の申請手続き補助を行う。
	2 電話相談活動の推進	月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前10時～午後4時
	3 面接相談活動の推進	随時支援活動員による面接相談を行うほか、弁護士、精神科医、臨床心理士に相談委員を委嘱し、専門的立場から相談に応じる。（予約制）
	4 被害者自助グループ支援	被害態様別により多くの被害者等への支援活動を推進する。
2 研修事業	1 被害者支援活動員研修	支援活動員の資質向上を図るため、毎月第4水曜の定例研修会のほか、各種研修などを推進する。
	2 新規支援活動員育成のための養成講座	一般公募により支援活動員の募集活動と養成講座を開講する。（平成23年度は2名が養成講座受講中）
3 広報啓発事業	1 広報啓発事業	1) 機関紙、リーフレット、ホームページ等での情報発信や、マスメディア等を活用し広報する。 2) 各種キャンペーン等で街頭広報を実施する。
	2 賛助会員の拡大	被害者支援に対する理解を深め、支援活動に賛同する会員の拡大。
4 調査研究活動	1 全国被害者支援ネットワーク関連活動	1) 全国被害者支援ネットワーク等との連携を深め、被害者等の実態に対応した施策を推進する。 2) 各種研修会等に参加し、能力の向上に努める。
	2 関係機関連携活動	「第二次秋田県犯罪被害者等支援基本計画」における市町村等の総合的対応窓口担当者等の研修会を開催し、適切な支援が行われるよう努めるほか、県、市町村、県警察等の関係機関・団体との連携を深める。



# 広報啓発活動

## 「犯罪被害者支援に係る総合的対応窓口担当者研修会」開催

- 6月12日(火)県庁第2庁舎で県主催の「犯罪被害者支援に係る総合的対応窓口担当者研修会」が開催されました。犯罪被害者支援活動を秋田県、秋田県警察、そして私共民間支援団体秋田被害者支援センターが、協力連携し、かつ円滑に実施できるよう毎年実施されているものです。
- 当センター主催で県北地区は能代警察署で8月29日(水)、県央地区は秋田中央警察署9月7日(金)、県南地区は横手警察署で9月12日(水)研修会を開催致します。市町村窓口担当者や警察署員等を対象としてよりきめの細かい研修を予定しております。



## 関係機関訪問

今年度は、市町村との連携強化を図るため、できるだけ直接訪問を実施することを目標としています。5月は、秋田市内の公的機関、公共施設等を訪問しポスター、リーフレット等を持参し担当者に面談しました。

6月には各市町村にご協力お願いしている“募金箱”の回収と御挨拶をいたしました。

2日間の日程で上小阿仁村、北秋田市、小坂町、鹿角市、藤里町、三種町、能代市、八峰町、男鹿市を回ってまいりました。市町村の皆様の温かい御厚志6,065円頂戴いたしました。ありがとうございました。

引き続き南秋、県央、県南、由利本荘・にかほ地区を訪問する予定であります。

## 自助グループの紹介

- 自助グループは、交通死亡事故被害者（遺族）の語り合いの場です。

～私達でなければ わからない

私達でなければ できない

そんな思いが ここにあります～

- 自助グループは1年間で10回程、通常は秋田市で開催しておりますが今年は県南、県北等でも開催しました。
- 県内にお住まいしている御遺族の少しでも近くで会を開きたいという思いで、移動自助グループを開催しました。
- 5月は角館、6月は大館で開催しました。10月は能代、五城目方面、12月は由利本荘を予定しております。



## 第10期犯罪被害者支援の ボランティア支援員募集

### 応募してみませんか。

秋田被害者支援センターでは、犯罪や事故等に遭われた被害者とその家族の方々の悩みの軽減や心のケアを目的に、電話相談、法廷や病院などへの付添などの直接支援を行うボランティア支援員を下記の要領で募集します。

- 応募資格 年齢20歳から65歳までの心身ともに健康な方（性別は問いません）
- 募集期間 平成24年7月20日から同年9月30日まで
- 応募方法 申込書（事務局に問い合わせ）に必要事項をご記入の上、郵送またはFAXしてください。

事務局：018-893-5935

## 財政支援に感謝します

会員・賛助会員・寄付者のみなさま  
温かいご支援、ありがとうございます

### 会員状況

私達の活動は、皆様の正会員費や賛助会費等で支えられています。

平成24年7月10日現在の会員数は、正会員50名、賛助会員団体514、個人賛助会員231名となっております。

被害者支援の活動と運営を継続するため、お知り合いの方へ賛助会員になって頂けるよう働き掛けをお願いします。

### 県内各市町村からの財政支援

平成24年度も、県内の各市町村から負担金等として総額234万円のご支援をいただきました。ありがとうございました。被害者（その家族を含む）の方への支援に大切にに使わせていただきます。

## お願い

売上金の一部が犯罪被害者支援に活用される自動販売機が出来ました。趣旨に賛同し、ご協力いただける企業・団体を募集しております。

### 犯罪被害者支援協賛自動販売機

この自動販売機の売上金の一部は犯罪被害者、交通事故被害者等の支援に活用されます。



AKITA VICTIM SUPPORT CENTER  
秋田県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体  
秋田被害者支援センター

### 仕組み



売上金  
回収

コカ・コーラ等

手数料

設置先さま

手数料の一部

募金

募金支払業務は  
設置業者が代行

募金の  
支払代行

秋田被害者  
支援センター



## (社)秋田被害者支援センターの活動を支える賛助会員募集!!

私たちの活動は、皆様の賛助会費で支えられています。支援員は、ボランティアです。会員の方には、センターだより、講演会、フォーラム等のご案内を申し上げます。

(社)秋田被害者支援センターの活動の趣旨にご賛同いただき、ご支援いただくものです。

◆個人：1口 1,000円 ◆法人又は団体：1口 5,000円

※一口以上、何口でもお願い致します。

(各口座共通) 社団法人秋田被害者支援センター

秋田銀行 本店 普通 No.476400

北都銀行 本店 普通 No.0953069

郵便振替 口座 No.02220-6-80225

## 社団法人秋田被害者支援センターの活動内容

交通事故や犯罪等の被害にあわれた方々の「支援組織」として設立された民間団体です。

当センターは、支援員や弁護士、医師、心理学者、臨床心理士等の専門家によって支えられています。

### 安心して相談できる場所

#### 電話相談

警察をはじめとする関係機関・団体等と連携を密にし、市民の立場に立った支援活動を行います。



#### 面接相談

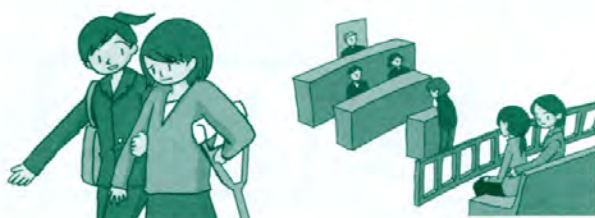
相談員により随時行っております。

必要に応じて専門家（弁護士、精神科医、産婦人科医、臨床心理士）が対応いたします。（要予約）



#### 付き添いなどの直接的支援

希望に応じて、直接支援員による病院、法廷への付き添いなど、直接的な支援を行います。



#### 特別支援

性犯罪及びストーカー行為、傷害等の被害者に対する治療費及び転居費用等の補助を行います。

#### 犯罪被害者等給付金申請補助

犯罪被害者等給付金申請の補助手続きをします。

#### 自助グループへの支援

同じような被害にあわれた被害者同士が集う交流の場の提供や、活動の支援を行います。

#### 広報・啓発活動

被害者の置かれた現状と支援の必要性を社会に周知するための広報・啓発活動を行います。

#### 支援員の育成

相談員・被害者支援ボランティアの養成を目的として基礎研修、実地研修を継続的に行うほか、専門講師の指導を得て、相談受理事等、支援技術の向上を図っていきます。

### 編集後記

7月7日「七夕」男鹿市にある雲昌寺というお寺さんで「音楽と花と祈りの集い」が開催されました。紫陽花に囲まれた境内は草花に全く関心のない私にも心が洗われるような感慨が伝わってきました。

今は亡き人への想いが十分に感じられたひとときでした。犯罪被害者の方々にもこんな場所を提供できる機会があればいいなど、ふと思った1日でした。

編集スタッフも一新し、新たな気持ちでセンターだよりをお送りいたします。(A・S)